# 国際市民セミナー報告4

# どうなる!どうする EU の環境ホルモン規制

アンデレアス・コルテンカンプ教授、ブルース・ブルームバーグ教授には、前日の 11 月 15 日に、 主にEUと米国での環境ホルモン規制の現状についてお話いただきました。

# ●EUにおける環境ホルモン─政策背景

英:ブルネル大学環境研究所アンデレアス・コルテンカンプ 人体毒性学教授

## EUにおける環境ホルモン規制の動き

環境ホルモン(内分泌かく乱化学物質=EDCs)は、 生体内のホルモンの正常な機能を妨げます。欧州は、科 学者の研究により長い間EDCsの問題にかかわってき ました。古くは1996年のウェーブリッジ・ワークショッ プから始まり、1999年の欧州のEDC戦略、2006年のR EACHの採択、2009年の農薬法の採択、2012年の殺虫 法の採択と続き、2013年にはEDC規制の基準を発表す ることになっていました。しかし結局、基準は発表されず、 2014年に新しいEDC戦略が発表され、EDCsに対す る新たな影響評価が開始されることになりました。

E Uは、有害性(ハザード)に基づく基準を採用し、 発がん性、変異原性、生殖毒性、内分泌かく乱物質であ る農薬や殺虫剤はEU市場で認可しない、というアプロー チをとることを決めました。リスク評価は行いません。 しかし、このような新たなアプローチに対し、産業界や イギリスは猛烈に反対しました。

# なぜリスク評価をしないのか?

難分解性・高蓄積性の化学物質は、環境中に放出され、 食物連鎖の中で世界中の生物が曝露します。一度環境中 に放出されれば、回収することはできません。また、発 がん性物質、変異原性物質は、生物に対して不可逆な障 害をもたらします。EDCsも発達におけるホルモンの プログラミング作用に影響を及ぼし、同様の不可逆的な 悪影響をもたらすおそれがあります。たとえば、デンマー クの教授は、ある種の化学物質が胎児期のアントロゲン ホルモン作用を障害するおそれがあることを発見しまし た。胎児期のホルモンかく乱作用によって、男性性徴の 消失、停留精巣、ペニスの奇形、精巣がんのリスク要因 になるおそれがあります。リスク評価を待っていては不 可逆的な悪影響を回避できなくなります。私たちは過去

の教訓から学ばなければなりません。

#### EDC規制に求められる3つの必須要素

EDC規制のためには、EDCsの定義を明確にする こと、EDCsを特定するための試験を決めること、試 験の結果を規制判断に転換するプロセスが明確になって いること、つまり、どんなときにEDCsを市場から排 除できるかを明確にすることが必要です。この基準がE Uで議論を招いています。

EDCs特定のための試験については、国際的に承認 された試験方法をOECDが開発していますが、この試 験方法は科学の発展についていっておらず、対象となる EDCsの範囲が大幅に制限されてしまいます。

しかも、現行の試験はEUでの実際の規制ではほとん ど使われていないので、もともと試験の対象となってい るEDCsが氷山の一角でしかないのに、その先端さえ もかすっていないような状況です。現在OECDがガイ ダンスドキュメントに示す試験方法によれば、氷山の水 面下もとらえることができますが、まだOECDの試験 ガイドラインとはなっていません。EUでも、早急にO ECDの検証された試験方法を取り入れるべきです。

産業界や英国は、EDCsを可能な限り限定した試験 を採用させようとしています。2011年、イギリス政府等は、 作用強度のみを基準として、規制対象を作用の最も強い EDCsのみに限定することを提案しました。この提案 は、作用の重大性(健康影響)には注目せず、EDCs であることが明確な物質も対象になっていませんでした。 また、EDCsについて安全な曝露許容量を設定できる のかも問題です。

一方、EDC基準の設定については、科学者の間で広 範にわたる合意ができはじめていました。私たちは、欧 州委員会の依頼で、「複合毒性研究の現状」という報告書 と「環境ホルモン研究の現状」という報告書を提出しま した。報告書では、EDC規制について意見がほぼ一致 しています。

# EDC基準のためのディシジョンツリー案

第一段階では、有害性と作用機序を検討します。生殖 毒性がある物質はたくさんありますが、内分泌かく乱作 用によるものとは限らないので、有害性と作用機序の両 方を見ることが重要です。

第二段階では、毒性実験で上記の有害性と作用機序の 関連性を評価します。人間や野生生物に影響があるかど うかを見ます。関連性を判断するために十分な科学的な データが得られなかった場合には、試験で見られた有害 性は関連するものとみなします。

第三段階では、毒性学的評価を行います。作用強度、 主要な毒性、重大性、特異性、不可逆性の要素をすべて 評価します。このうちの一つの要素のみ重視されるとい うわけではありません。

第四段階では、第三段階で集めた証拠に基づき、規制 するかどうかの最終決定を行います。農薬法やREAC Hで認可を与えるかどうかを決めるにあたり、証拠の重 さを考慮するアプローチが適用されますが、まだそのよ うな手法は開発されていません。そのため、規制者が事

案ごとに規制をするかどうかを決定することになる可能 性が高いと思われます。

EUは、この第四段階の規制をREACHについて 2013年6月30日までに、農薬について2013年12月31日ま でに策定する義務がありました。しかし、EUはこの期 限をいずれも無視しました。2013年夏に毒性学雑誌編集 者らによる介入があったためです。編集者らは、新たな EDC規制は、毒性学の常識を否定し、閾値という確立 された毒性学の原則に反するものだとEU案を批判しま した。この批判を受け、EUは、2013年夏にEDC基準 の策定を中止してしまい、EDC規制を実施した場合の 影響評価が必要ということになってしまいました。

現在、EUは影響評価を実施し、パブコメも募集して います。影響評価の中で、EDC規制による健康上の有 益性が考慮されるかはわかりません。英国食品環境研究 庁(FERA)が実施した影響評価では、健康影響では なく、経済的影響のみを考慮しています。ここでは、あ る特定の農薬が使えなくなることにより農作物の収量が 低下し、1億6000万ポンドの経済的損失が発生するとい うことを言っています。しかし、健康コストの節減によっ て経済的損失が相殺されるということについては全く評 価されていません。

# ●環境ホルモン―アメリカでの規制

カリフォルニア大学アーバイン校 発生生物センター教授

ブルース・ブルームバーグ

#### なぜ規制が必要か

アメリカでは、十分なEDC規制がありません。しか し、規制が必要であることは言うまでもありません。現在、 世界的に非伝染性疾患の罹患率が増加しています。過去 40年間と比較しても、白血病、脳腫瘍、ぜんそく、妊娠 維持の困難、肥満が増加しています。これらの疾患は、 遺伝的影響によるものではなく、EDCsがなんらかの 影響をもたらしていると考えられます。

EDCの定義については、議論があります。米国環境 保護庁(EPA)のKavlockは、「EDCとは、恒常性の 維持と発達過程の調整を司る天然ホルモンの産生、放出、 輸送、代謝、結合、作用、排出を阻害する外因性の原因 物質であり、有機体・子孫・亜母集団に悪影響をもたら す」ものであると定義しています。一方、内分泌学会で

使用している定義は、「ホルモン作用を阻害する外因性化 学物質または混合物」というものです。WHOの定義は、 「内分泌系の機能を変化させて、正常な有機体、その子孫 あるいは (亜) 母集団の健康に悪影響をもたらす外因性 物質またはその混合物」というものです。

いずれにせよ、EDCsがホルモン作用のかく乱をと もなうもので、低濃度で作用するということは共通です。 私たちは、パーソナルケア製品、残留農薬、洗剤、食品 の容器包装、残留性汚染物質(POPs)などによって EDCsにばく露しています。

# EDCsに対する米国内での論争

2009年に内分泌学会は、ポジショニングペーパーを発 行し、EDCsが生殖機能に対して有害な影響をもたら す有力な証拠があると報告しました。これに対しEPA

は、ヒトの内分泌疾患と環境汚染物質ばく露との関連性 はほとんど解明されていないという立場でした。

しかし、農薬、難燃剤、プラスチック、除草剤、可塑剤、 殺菌剤、表面保護剤、化粧品、溶剤、日焼け防止剤など、 たくさんの製品に含まれる化学物質がEDC作用をもっ ているおそれがあります。しかも、全ての化学物質につ いて評価が行われたわけではなく、どの物質がEDСs かも完全に特定されていません。にもかかわらず産業界 は、EDCsの影響は一過性だから心配する必要はない というようなことを言っています。EUの規制当局も、 EDCsと疑われている物質も、もしかしたら有害では ないかもしれないから、そうであれば無視すればよいと いうような態度です。EUの規制当局は、低用量の化学 物質が及ぼす影響は常識や理屈でははかれない、動物実 験の結果は信頼していいのかもわからないというような 考えなのかもしれません。

しかし、生殖器系の疾患が急激に増えていることは事 実です。胎児期の化学物質によるホルモン作用が影響し ていることが考えられます。DOHaD仮説でも、胎児 期や乳児期のある特定の発達段階で過敏になり、外から の影響を受けやすくなり、遺伝子のはたらきが影響を受 けることがわかっています。感受性の高い時期に受けた 影響は、生涯にわたって存続します。一生涯健康上のリ スクをかかえることによって、治療や健康維持のための コストがかかることにもなります。

# 米国の規制の現状

米国は1976年、有害物質規制法(TSCA)により、 化学物質・混合物に関する報告・記録・検査を義務化し、 EPAは規制権限を付与しました。その後、1996年に食 品品質保護法が制定され、ヒトのホルモンに影響を及ぼ す可能性のある物質を特定するための検査システムとス クリーニング計画の策定をEPAに指示しました。同年、 飲料水安全法が修正され、飲料水中のEDCsのスクリー ニングについてもEPAに権限が付与されました。これ に基づき、2009年に第一段階スクリーニングに関する初 の指令が出されました。

また、EPAは、化学物質リスク評価のために 「ToxCast」を提案しています。2011年から私たちもこの 試験に参加しています。この試験はToxCast が十分かど うかを調べるもので、私たちは20物質をリスト化し、肥 満になるかを試験しました。その結果、5つが活性化因 子で、それが潜在的に「肥満促進物質(オビーソゲン)」

になることがわかりました。ToxCast には年間1億ドル も使われています。

EPAの試験には課題もあります。まず、化学物質の 安全性については最小限の毒性試験を製造業者に求めて いるだけで、十分な毒性試験が行われていません。予防 原則の実践もしていません。曝露評価はモデルをもとに して行われているだけで、実測が行われることはほとん どありません。

## 今後の解決が求められる重要課題

今必要なことは検査を実施することであり、仲間内で 審査した結果を発表することではありません。すべてを 白日の下にさらすことが安全確保の最善策です。規制に 対する意思決定をする前に、データの質をどう評価する か? 肥満、糖尿病、内分泌かく乱作用に関するデータ を規制にいかに生かすか? 低用量濃度の曝露を規制に どのように組み込むのか? 製造業者の試験結果に信頼 性を担保させるにはどうすればいいのか? といった課題 を解決していく必要があります。 (報告 粟谷)